

議案第66号

筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に
関する条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和5年8月30日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に
関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるもののほか、本市の地域におけるコミュニティを持続させるため、地域集会施設との連携について必要な事項を定め、もって地域の発展に資するものとする。

(設置)

第2条 本市に別表第1に掲げる筑西市立コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。

(しもだて地域交流センターの位置付け)

第3条 筑西市立しもだて地域交流センターは、コミュニティセンターの相互調整を担うものとする。

(職員)

第4条 コミュニティセンターにセンター長その他必要な職員を置くことができる。

(地域コミュニティセンター運営委員会の設置)

第5条 本市に筑西市コミュニティセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員30人以内をもって組織する。
- 3 前項の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上及び地域の振興に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 公職等にあることの理由で委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。
- 6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、非常勤とする。

(使用の許可)

第6条 コミュニティセンターの施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。申請した事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、福祉関係団体、教育関係団体、商店街団体、公益的な市民活動団体その他の公共的団体が、地域振興又は福祉の目的をもって行う場合には、施設の使用を許可することができる。

- (1) 物品販売又は役務の提供を主目的とする興行、催事等を行うと認められるとき。
- (2) 特定の政治活動若しくは宗教活動に利用し、又はこれらを伴うおそれがあると認められるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 施設等の維持管理上の必要があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか施設等の使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 コミュニティセンターの使用料は、別表第2から別表第15までの各項に掲げる区分に応じ、当該各項に定める額とし、第6条第1項の使用許可に際して、当該許可を受けた者（以下「使用者」という。）から徴収する。

2 前項の使用料に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（使用料の減免）

第9条 前条の規定にかかわらず、公用若しくは公益事業のためコミュニティセンターの施設等を使用するとき、第7条ただし書の規定により使用の許可をするとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第10条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

(2) 市長が公用上その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が特別の理由があると認めたとき。

（目的外使用及び使用権譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外にコミュニティセンターの施設等を使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは変更させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の目的又は使用条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を得たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか管理上特に必要があると認めるとき。

（使用者の義務）

第13条 使用者は、コミュニティセンターの施設等を変更して使用し、又は特別の設備若しくは装飾等をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、施設等の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき又は使用の中止若しくは変更させられたときは、直ちに施設等を原状に復して、市長に引き渡さなければならない。

3 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを処理し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、コミュニティセンターの施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

(地域集会施設との連携)

第15条 生涯学習活動及び社会教育活動（以下「公民館活動」という。）並びにコミュニティ活動にあつては、別表第1に定めるコミュニティセンターのほか、地域の自治会が管理する集会施設（以下「地域集会施設」という。）を活動の場とすることができる。

2 前項の場合において、市又は教育委員会が主催し、又は委託して実施する市民参加型の講座、学級等（以下「講座等」という。）にあつては、市又は教育委員会は、講座等の参加者の意向を踏まえ、自治会が加盟する連合会と別途協定のうえ、地域集会施設を借り上げ、別に定める賃借料を当該自治会に支払うものとする。

3 第1項の場合において、公民館活動又はコミュニティ活動を主催するサークル、クラブ等（以下「任意団体」という。）が地域集会施設を借り上げる場合にあつては、市又は教育委員会は、当該任意団体が借り上げる地域集会施設を管理する自治会に対し、別に定める助成金を支給することができる。

4 地域集会施設の利用者は、コミュニティセンターに係る順守事項のほか、当該施設の管理規則に従い、当該施設を適正かつ良好に利用しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

(筑西市公民館条例等の廃止)

2 筑西市公民館条例（平成17年条例第132号）、筑西市協和ふれあい健康プラザ条例（平成17年条例第105号）及び筑西市協和転作促進研修センター条例（平成17年条例第140号）は、廃止する。

(筑西市公民館条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の筑西市公民館条例（以下「旧公民館条例」という。）第5条第3項の規定により委嘱された筑西市公民館運営審議会の委員である者は、この条例の施行の日に条例第5条第3項の規定により筑西市コミュニティセンター運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、条例第5条第4項の規定にかかわらず、同日における旧公民館条例第5条第3項の規定により委嘱された筑西市公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 前項の場合において当該委員の任期は、筑西市公民館運営審議会委員としてその職にあった期間を通算する。

5 この条例の施行の日の前日までに、筑西市公民館条例、筑西市協和ふれあい健康プラザ条例及び筑西市協和転作促進研修センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項の表中

「

公民館運営審議会	委員長	日額	5,500円	を
	委員	日額	4,800円	

」

「

コミュニティセンター運営委員会	委員長	日額	5,500円	に
	委員	日額	4,800円	

」

改める。

（筑西市立しもだて地域交流センター条例の一部改正）

7 筑西市立しもだて地域交流センター条例（平成17年条例第133号）の一部を次のように改正する。

第8条中「施設等を使用するとき」を「施設等を使用するとき、第6条ただし書の規定により使用の許可をするとき」に改める。

別表第1項の表備考第1項に次の1号を加える。

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

(筑西市立しもだて地域交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の筑西市立しもだて地域交流センター条例の規定は、施行の日以後の使用料について適用する。

別表第1（第2条、第3条関係）

名称	位置
伊讚コミュニティセンター	筑西市外塚720番地
川島コミュニティセンター	筑西市下川島772番地1
竹島コミュニティセンター	筑西市稲野辺513番地1
養蚕コミュニティセンター	筑西市蕨632番地
五所コミュニティセンター	筑西市山崎1419番地1
中コミュニティセンター	筑西市折本325番地1
河間コミュニティセンター	筑西市羽方14番地2
大田コミュニティセンター	筑西市西方1684番地8
嘉田生崎コミュニティセンター	筑西市西石田587番地
関城コミュニティセンター	筑西市関本上1470番地
明野コミュニティセンター	筑西市海老ヶ島2120番地7
協和コミュニティセンター	筑西市門井1962番地2
小栗コミュニティセンター	筑西市小栗5269番地1
古里コミュニティセンター	筑西市知行463番地2

別表第2（第8条関係）

伊讚コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
会議室	300円
図書室（会議等で占用する場合に限る。）	200円
2階和室	200円
1階和室	300円
調理室	350円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者（本市の区域内における在勤及び在学の者を除く。以下同じ。）が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第3（第8条関係）

川島コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
会議室	300円
図書室（会議等で占用する場合に限る。）	200円
1階和室A	200円
1階和室B	200円
調理室	350円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第4（第8条関係）

竹島コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
会議室	300円
図書室（会議等で占用する場合に限る。）	300円
2階和室	300円
1階和室	200円
調理室	350円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第5（第8条関係）

養蚕コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
会議室	300円
図書室（会議等で占用する場合に限る。）	200円
2階和室	300円
1階和室	200円
調理室	450円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第6（第8条関係）

五所コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
大会議室	300円
中会議室	300円
小会議室	200円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第7（第8条関係）

中コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
会議室	300円
図書室（会議等で占用する場合に限る。）	300円
2階和室	300円
1階和室	200円
調理室	350円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第8（第8条関係）

河間コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
大会議室	300円
中会議室	300円
小会議室	200円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第9（第8条関係）

大田コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
会議室	300円
図書室（会議等で占用する場合に限る。）	300円
2階和室	300円
1階和室A	200円
1階和室B	200円
調理室	450円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第10（第8条関係）

嘉田生崎コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
大会議室	300円
中会議室	300円
小会議室	200円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第11（第8条関係）

関城コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
和室	300円
第1研修室	200円
第2研修室	300円
学習室	300円
視聴覚室	300円
大会議室	700円
調理学習室	450円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第12（第8条関係）

明野コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
大ホール	10,500円
舞台のみ	5,200円
和室	400円
会議室	400円
研修室	400円
講座室	400円
展示創作室	400円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第13（第8条関係）

協和コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
総合ホール	2000円
大会議室	400円
中会議室	400円
小会議室	400円
和室	400円
調理実習室	550円
美術工作室	400円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第14（第8条関係）

小栗コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
健康増進室	300円
自立生活訓練室	200円
調理室	350円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあっては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額

別表第15（第8条関係）

古里コミュニティセンターの使用料

1 施設の使用料 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定める額

施設の区分	1時間当たりの使用料の額
ホール	300円
和室	200円

備考

1 使用の形態が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該条件の区分に応じ、当該各号に定める率を使用料の額に乗じて得た額とし、複数の条件に該当する場合にあつては、当該複数の条件に応じた率を乗じて得た率を使用料の額に乗じて得た額とする。

(1) 本市の区域外の者が使用する場合 100分の150

(2) 入場料その他入場の対価を徴する場合 100分の200

(3) 営利又は宣伝を目的とする場合 100分の300

2 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間として計算する。

3 使用時間は、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

2 附属設備器具の使用料 規則で定める額